

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）（第一条関係）	1
○	道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄）（第二条関係）	2
○	道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第三条関係）	4
○	特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第四条関係）	6
○	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）（第五条関係）	6
※	消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号）による改正後のもの	7

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）</p> <p>第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十五第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画又は新地域旅客運送事業計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 2 4 4 （略）</p>	<p>（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）</p> <p>第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の九第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十七第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画又は新地域旅客運送事業計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 2 4 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 法第四条第一項の規定による事業の許可（当該事業に係る路線が国土交通省令で定める地方的な路線の基準に該当するもの（以下この項及び次項において「地方路線」という。）である場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの（以下この項及び次項において「不定路線事業」という。）である場合に限る。）</p> <p>二 法第九条第一項の規定による運賃又は料金の上限の設定又は変更の認可であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ・ハ（略）</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもの以外の運賃の上限の設定又は変更に関するもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。）</p> <p>ホ（略）</p> <p>三 法第九条第三項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの又は同条第四項若しくは第六項の規定による届出の受理</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四 法第九条第七項の規定による運賃等又は運賃若しくは料金の変更の命令（前号に規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>五 三十四（略）</p>	<p>（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）</p> <p>第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 法第四条第一項の規定による事業の許可（当該事業に係る路線が国土交通省令で定める地方的な路線の基準に該当するもの（以下「地方路線」という。）である場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）である場合に限る。）</p> <p>二 法第九条第一項の規定による運賃又は料金の上限の設定又は変更の認可であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ・ハ（略）</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもの以外の運賃の上限の設定又は変更に関するもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）である場合に限る。）</p> <p>ホ（略）</p> <p>三 法第九条第三項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの又は同条第四項若しくは第五項の規定による届出の受理</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四 法第九条第六項の規定による運賃等又は運賃若しくは料金の変更の命令（前号に規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>五 三十四（略）</p>

2  
3  
4  
(略)

2  
3  
4  
(略)

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（権限の委任） 第十五条（略） 256（略） 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（略） 国土交通大臣 （略）</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 256（略） 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（略） 国土交通大臣 （略）</p>
<p>（略） 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事</p>	<p>（略） 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二十第七項並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十四条第三項及び</p>	<p>（略） 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>	<p>（略） 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長</p>

(略)	業法（平成元年法律第八十三号）第三十四条第三項及び第四項（これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）
(略)	
(略)	
(略)	第四項（これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）
(略)	
(略)	

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一～十五（略） 十六 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第七項 第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一 号に規定する事業として行う役務の提供 十七～四十九（略）</p>	<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一～十五（略） 十六 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第六項 第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一 号に規定する事業として行う役務の提供 十七～四十九（略）</p>

○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）（第五条関係）

※ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適格簡易請求書の交付が認められる事業の範囲） 第七十条の十一 法第五十七条の四第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路運送法第三条第一号ハ（種類）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（当該一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃等（同項に規定する運賃等をいう。以下この号において同じ。）又は同条第三項の規定により定められた運賃等が適用されるものを除く。）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（適格簡易請求書の交付が認められる事業の範囲） 第七十条の十一 法第五十七条の四第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路運送法第三条第一号ハ（種類）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（当該一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）</p> <p>三・四 （略）</p>